

京都・やましな観光ウィーク補助金交付要綱

制定 平成 2 5 年 8 月 1 日
改正 平成 2 7 年 8 月 3 日
改正 平成 2 9 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 1 0 月 1 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山科区の観光情報及びまちの魅力を発信し、観光客の誘致につなげ、山科区の賑わいと活力を一層創出するため、観光振興や賑わい創出に寄与する取組を実施する団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる団体・事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体は、山科の観光振興及び賑わい創出に寄与する地域団体、各種団体、NPO 法人、グループなど区内の事業者及び区民等を中心に構成される団体（法人格の有無は問わない。以下「交付対象団体」という。）とする。なお、個人は対象外とする。

2 補助金の交付対象となる事業は、山科区の観光振興、賑わい創出等を目的とした、山科区内で実施する事業であり、各年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間に行われるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 補助金交付の決定までに完了している事業
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
- (3) 京都市の他の制度による補助金を受ける事業
- (4) その他山科区長（以下「区長」という。）が適当でないと認めたもの

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、前条に規定する経費に相当する額の範囲内とする。

(交付の申請)

第 4 条 条例第 9 条の規定による申請は、京都・やましな観光ウィ

ーク補助金交付申請書（第１号様式）によって、補助金の交付の対象となる事業実施日の２０日前までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 交付対象団体の会則
- (2) 交付対象団体の構成員名簿
- (3) 京都・やましの観光ウィーク事業予算書（第２号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類

（交付の決定及び標準処理期間）

第５条 区長は、条例第９条の規定による申請が到達してから２０日以内に、条例第１０条各項の決定をするものとする。

- ２ 条例第１０条の規定による交付の決定は、京都・やましの観光ウィーク補助金交付決定通知書（第３号様式）により、不交付の決定は、京都・やましの観光ウィーク補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、交付対象団体に通知する。

（変更等の承認の申請）

第６条 条例第１１条第１項第１号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、京都・やましの観光ウィーク補助金変更承認申請書（第５号様式）により行うものとする。

- ２ 条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

- ３ 条例第１１条第１項第２号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、京都・やましの観光ウィーク補助金中止・廃止承認申請書（第６号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第７条 条例第１８条の規定による実績報告は、速やかに京都・やましの観光ウィーク事業完了届（第７号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京都・やましの観光ウィーク事業収支決算書（第８号様式）
- (2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第 8 条 条例第 1 9 条の規定による決定は、京都・やましな観光ウィーク補助金交付額確定通知書(第 9 号様式)により交付対象団体に通知し、交付する。

(補助金の概算払)

第 9 条 交付対象団体は、条例第 2 1 条第 2 項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第 4 条の規定による京都・やましな観光ウィーク補助金交付申請書においてその旨を区長に届け出なければならない。

(補則)

第 1 0 条 この要綱の実施に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 2 7 年 8 月 3 日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 4 月 1 日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 0 月 1 5 日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

京都・やましな観光ウィーク補助金交付申請書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業名	
事業の概要	
実施年月日	年 月 日
場所	
参加予定人数	
総事業予算額	円
補助金交付申請額	円

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 0 条の規定により交付決定されたときは、京都・やましな観光ウィーク補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の概算払を申請します。	
申請理由	
概算払請求額	円

第2号様式（第4条関係）

京都・やましの観光ウィーク事業予算書

収　入		
科　　　目	予　算　額	内　容　説　明
	円	
計		
支　出		
科　　　目	予　算　額	内　容　説　明
	円	
計		

京都・やましな観光ウィーク補助金交付決定通知書

京都市指令 第 号

	年 月 日
様	京都市山科区長

年 月 日付けで申請のあった京都・やましな観光ウィーク補助金については、
下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付予定額	円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、 完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取り消し、 若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返 還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例に より検査することがあります。

京都・やましな観光ウィーク補助金不交付決定通知書

京都市指令 第 号	
	年 月 日
様	京都市山科区長

年 月 日付けで申請のあった京都・やましな観光ウィーク補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記	
事業名	
補助金交付申請額	円
不交付の理由	

京都・やましな観光ウィーク補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 内容の変更、 ☐ 経費の配分の変更）について、承認を申請します。	
事業名	
内容の変更	
経費の配分の変更	

京都・やましな観光ウィーク補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 中止、 ☐ 廃止）について、承認を申請します。	
事業名	
理由	

京都・やましな観光ウィーク事業完了届

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により、事業が完了したので届け出ます。	
交 付 決 定 日 及 び 決 定 番 号	年 月 日 京都市指令 第 号
事 業 名	
実 施 年 月 日	
場 所	
参 加 人 数	
事 業 の 実 績	

京都・やましの観光ウィーク事業収支決算書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定を受けた事業について下記のとおりに決算しました。

記

[illegible]

決算内訳明細書

収入合計 円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳
補助金	

支出合計 円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳	金 額	領収書等頁	領収書等番号

京都・やましな観光ウィーク補助金交付額確定通知書

	年 月 日
様	京都市山科区長

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定した京都・やましな観光ウィーク補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 交 付 額	円